委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事) 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	豊前市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	108-4	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.buzen.lg.jp/shimin/mynumber.html	

執行機関名 豊前市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	豊前市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成27年告示第13号)に基づく軽度・中等度難聴児補聴器の購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		豊前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)別表第1 第6の項 豊前市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成27年告示第13号)に基づく軽度・中等度難聴児補聴器の購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第一条	豊前市軽度·中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成27年告示第13号) 第1 条
⑥事務の趣旨又は目的		
⑦独自利用事務の関連規範		豊前市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成27年告示第13号)